

ニュースレポート

令和3年12月17日

報道機関各位

赤穂市民病院 医療課

タイトル 神戸新聞に掲載された赤穂市民病院の医療事故について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	医療事故に関する報告
日時	
場所・住所	
趣旨・目的（PRしたいこと）	
12月17日付で神戸新聞に掲載の医療事故につきまして、以下の通り報告します。 令和3年8月、赤穂市及び元赤穂市民病院医師を被告とする損害賠償請求事件が神戸地方裁判所姫路支部に提訴されていますが、この件につきましては、係争中であることから、これまでも市議会や報道機関に対しては、内容を開示しておりませんので、ご理解をお願いします。 なお、現時点でお答えできる事実関係は下記の通りです。 ・診療科は脳神経外科であったこと ・当該医師は2019年7月に着任し、2021年8月に退職していること ・本件医療事故について、市民病院として医療過誤を認めていること ・当該医師が関わった手術のうち、本件以外に7件の事故報告があること ・本件以外の事故については外部有識者の検証を受け検討し、医療過誤ではないと判断したこと ・当該医師に対して、市民病院として2020年3月から手術を禁止していたこと ・損害賠償請求額は約115,000,000円であること ●本件訴訟の代理人は以下の通りです 六甲法律事務所 神戸市中央区明石町48 神戸ダイヤモンドビル8階 電話 078-391-4848 弁護士 浅田 修宏	
問い合わせ先	部課係名：赤穂市民病院 担当者名：医療課 藤田 電話：0791-43-3222 内線（2700） FAX：0791-43-8439

○添付資料（有・無） ○ホームページへの掲載（有・無） ○議会報告（有・無）